

私立学校法改正に伴う対応について

～ 寄附行為の円滑な見直しに向けて実務的な観点から ～

1. はじめに 3 P
2. 法改正対応の流れ 4 P
3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定 5 P
 - (ア) 資格構成要件 6 P
 - (イ) 定数 7 P
 - (ウ) 任期（在任期間） 8 P
 - (エ) 選任・解任の方法（理事・評議員） 9 P
 - (オ) 就任・退任のタイミング 10 P
4. 寄附行為の変更 15 P
5. 改正法施行後の手続 18 P

概要

- 改正私立学校法が令和7（2025）年4月1日に施行されることに伴い、全ての学校法人は、寄附行為を変更する必要がある、令和6（2024）年度の所定の時期までに、東京都に認可申請していただく必要があります。
- 都は、これまでに都知事所轄学校法人向けに「都版寄附行為作成例（確定版/案）」をHP掲載する等、寄附行為変更を含めた改正法対応に向けた着実な準備をお願いしています。
- 本資料は、「都版寄附行為作成例」をベースに、
 - ・ **幼稚園のみを設置する学校法人**（以下「**幼稚園法人**」という。）を対象に
 - ・ 学校経営の安定性や継続性の観点から
 - ・ 現在の運営に近いと思われる案を特に提示するものとして寄附行為の変更がスムーズになるよう、ポイントを絞って説明したものです。
- 別添の「**寄附行為作成支援ツール（幼稚園法人版）**」（以下「**ツール**」という。）を活用することで、幼稚園法人の寄附行為案を簡便に作成することができます。
- 本資料の内容は、あくまでも寄附行為の変更案の一例です。本資料やツールを利用される際は、寄附行為の変更案が**幼稚園法人の教育理念や経営方針、運営状況に真に沿ったものかどうか、十分確認のうえ、都に提出するようお願いいたします。**

2. 法改正対応の流れ

- 私立学校法改正へ対応するための流れは以下のとおりです。

都の寄附行為認可申請スケジュール に沿って進行

令和7（2025）
年4月1日以降

【Ⅰ】改正法施行後の役員・ 評議員体制の決定 (本資料5～14ページ)

- 本資料を使用
- 改正法施行後の役員・
評議員の体制等を決定

【Ⅱ】寄附行為の作成 (本資料15～17ページ)

- ツールを使用
- 理事会で承認後、都に
提出

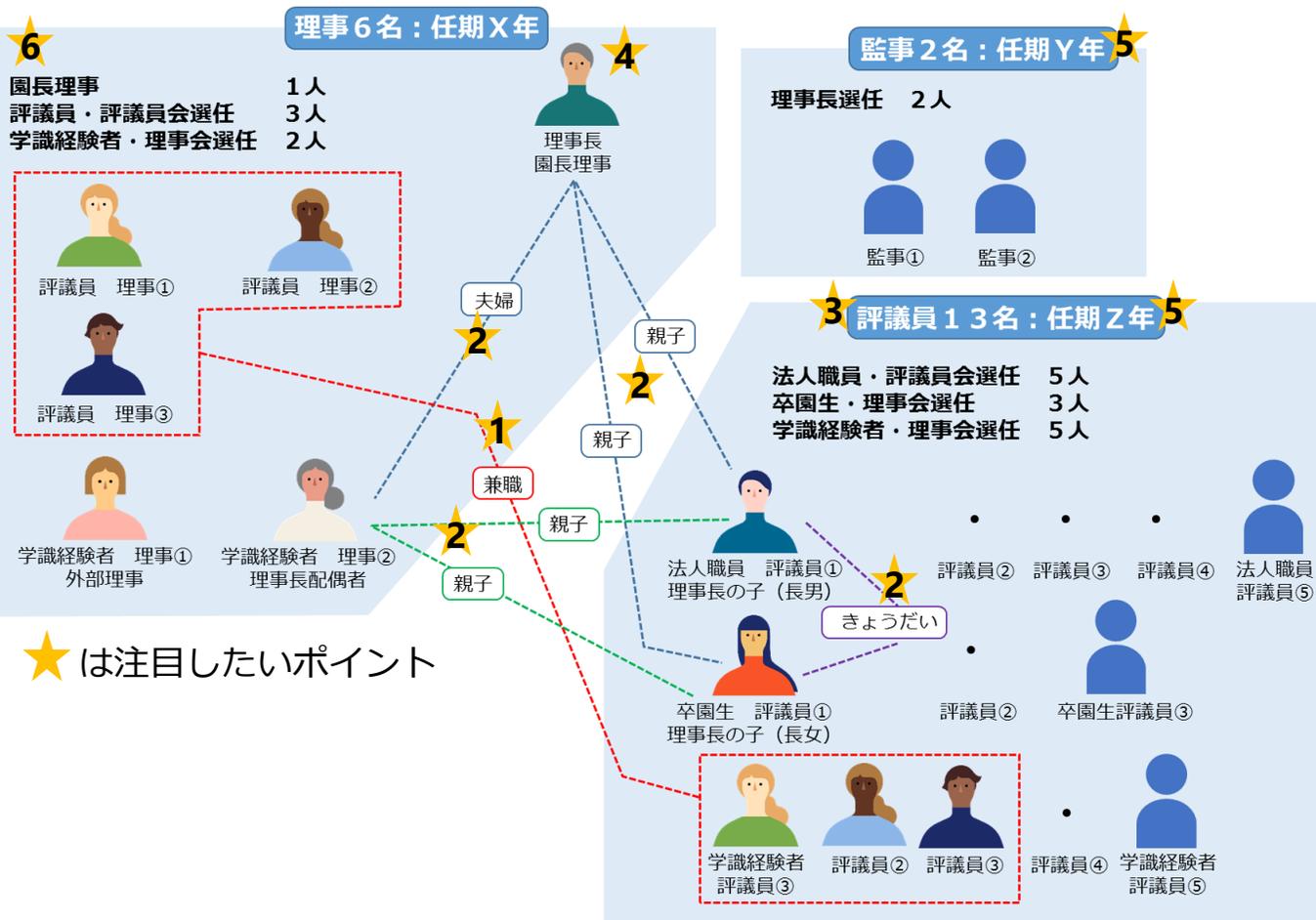
【Ⅲ】改正法施行後の手続 (本資料18～20ページ)

- 認可された寄附行為に
基づき学校法人を運営

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

- まず具体的な事例に沿って、役員・評議員体制を決定するにあたってのポイントを整理します。

<現行法下で幼稚園の典型的な事例>



<改正法の主なポイント>

(ア) 資格構成要件

- ・理事と評議員の兼職禁止 **1**
- ・特別利害関係にある人物の確認等 **2**

(イ) 定数

- ・理事は5人以上で評議員はその数を超える人数が必要 **3**
- ・監事は2人以上必要
- ・特別利害関係にある人物の確認等

(ウ) 任期（在任期間）

- ・理事の任期は4年以内 **4**
- ・監事と評議員の任期は6年以内 **5**

(エ) 選任・解任の方法（理事・評議員）

- ・理事選任機関を置く（理事会等既存機関も可） **6**
- ・評議員を選ぶ方法を決定

(オ) 就任・退任のタイミング

- ・交代の起点はR7年度定時評議員会
- ・全員R7年度定時評議員会で一度交代が基本

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(ア) 資格構成要件

- まず、改正法施行後の役員・評議員の資格構成要件を確認してください。

<資格・構成要件>

要件 役職	資格構成要件①	資格構成要件② (兼職禁止)	資格構成要件③ (特別利害関係)
理事	①園長 ②外部理事1人以上	監事・評議員との 兼職禁止 ※職員との兼職可	1人の理事に対し特別利害関係は ・他の理事1人とまでならよい。 ・評議員1人とまでなら(経過措置 期間中は2人までなら)よい。 ・監事とはあってはならない。
評議員	①職員 1人以上 (評議員総数1/3まで) ②卒園生 1人以上 (25歳以上) ※上記に加え理事・理事会 で選任の評議員の数は 総数1/2まで	理事・監事との 兼職禁止 ※職員との兼職可	1人の評議員に対し特別利害関係は ・他の評議員1人とまでなら(経過 措置期間中は2人までなら)よい。
監事		他役職(理事、評議員、 職員等)との兼職禁止	1人の監事に対し特別利害関係は ・評議員1人とまでなら(経過措置 期間中は2人までなら)よい。 ・理事・他監事とはあってはなら ない。

補足事項

【定時評議員会】

毎年度4月から6月までの一定の時期に開催する必要がある評議員会のこと。理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書の報告及び意見聴取を行う。改正法施行後は、役員・評議員の選解任を行います。

【特別利害関係】

ア：配偶者
イ：三親等以内の親族
ウ：事実上の婚姻関係
エ：一方の者が他方の者の使用人
オ：一方の者が他方の者から受ける金銭等によって生計を維持している
カ：上記エまたはオの配偶者
キ：上記ウ・エ・オの三親等以内の親族

【特別利害関係の経過措置】

※赤字
特別利害関係については令和9(2027)年度の定時評議員会終結時までは人数制限が緩和されます。

→詳細は次ページ参照。

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(イ) 定数

- 続いて、改正法施行後の役員・評議員の定数を確認してください。

<定数>

役職	法定事項	注意事項
理事	5人以上	理事間で特別利害関係をもつ理事がいる場合その理事数×3倍以上の総数が必要
評議員	理事を超える数	以下に該当する人がいる場合その評議員数×6倍以上の総数（経過措置期間中であれば×3倍以上の総数）が必要 ①理事、監事、他の評議員と特別利害関係を有する人 ②子法人の役職員
監事	2人以上	

Check

寄附行為作成支援シート
回答シート
設問6（役員及び評議員
の設置）へ

<経過措置期間（令和9（2027）年度定時評議員会終結時まで）の評議員に関する特別利害関係>
前ページ・本ページ赤字部分

【理事】：評議員2人とまでならよい。

【監事】：評議員2人とまでならよい。

【評議員】：他の評議員2人とまでならよい。ただし以下に該当する評議員がいる場合、その数×3倍以上の総数が必要。

①理事、監事、他の評議員と特別利害関係を有する人

②子法人の役職員

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(ウ) 任期（在任期間）

- 下の項目に沿って改正法施行後の役員・評議員の任期を検討していきます。

<任期>

役職	任期	注意事項
理事	4年以内	理事は評議員・監事の任期を超えないこと。 (理事・評議員・監事ともに4年は可能)
評議員	6年以内	
監事	6年以内	

Check

寄附行為作成支援シート
回答シート
設問6（役員及び評議員
の設置）へ

<改正法施行後の任期の始期と終期について>

改正法施行後の役員・評議員の任期の始期や終期（本資料10ページ参照）は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任をもってその任務を全うすべきことから、「定時評議員会の終結の時」が起点となります。

そのため通常のサイクルであれば、考え方は以下のとおりです。

【任期の始期】：選任後の定時評議員会終結時から

【任期の終期】：選任後●年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会終結時まで

上記の任期（在任期間）を記載

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(工) 選任・解任の方法（理事・評議員）

- 選任・解任方法は下記のとおりです。

理事長：理事会で選任・解任

理事：寄附行為に定めた理事選任機関（理事を選任・解任する専門の機関）を設けて選任する。

評議員：寄附行為で定める必要があるほか、理事、理事会が選任する評議員は、評議員の総数の1/2を超えないこと。

監事：評議員会で選任・解任

<都版寄附行為作成例で示す役員・評議員の選任・解任パターン>

役職	選任・解任方法
理事長	理事会で選解任（これ以外なし）
理事	次の4パターンから理事選任機関を選択 ①理事会 ②理事会、評議員会及び第三者機関（外部理事選任委員会） ③評議員会 ④独立した機関
評議員	次の2パターンから選択 ①複数の機関（理事会、評議員会等の組み合わせ）で選任 ②評議員会で選任
監事	評議員会で選解任（これ以外なし）

Check

寄附行為作成支援シート
回答シート
設問7（理事選任機関）
設問8（評議員の選任）へ

補足事項

【理事選任機関】

・現行法では、理事の選任については「寄附行為に定める」ということのみ規定でしたが、改正法では理事選任のために「理事選任機関」を設けることが規定されました。また理事選任機関が理事を選任する際には、必ず評議員会の意見を聞く（評議員会自体を理事選任機関とする場合は不要）ことも定められました。

・理事選任機関をどのような機関とするかは最終的には学校法人の判断に委ねられていますが、その構成及び運営等は、寄附行為に必ず規定しなければなりません。

→本書類19ページで理事会を理事選任機関、評議員を複数の機関（理事会・評議員会）で選任した場合の運営の流れを解説します。

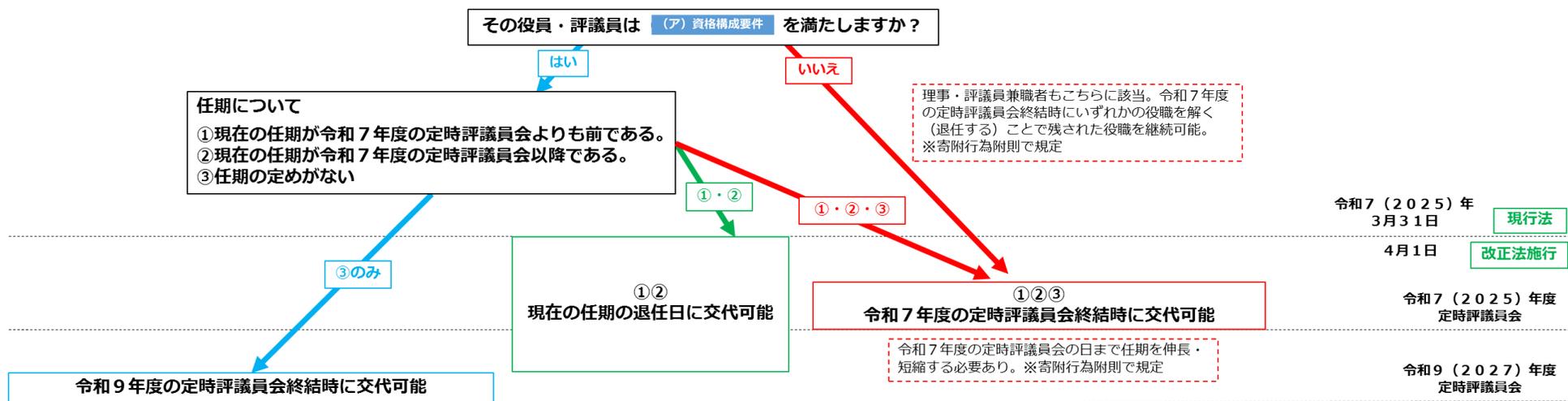
3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(オ) 就任・退任のタイミング

- 役員・評議員交代のタイミングについて留意点は下記のとおりです。

- ① 交代のタイミングが就任から●年といった扱いではなく毎年5～6月頃に開催される定時評議員会終結時となります。
- ② (ア) 資格構成要件 を満たさない現在の役員・評議員は、改正法施行後の令和7（2025）年度の定時評議員会終結時まで選解任を行う必要があります。
- ③ ただし、(ア) 資格構成要件 を満たす役員・評議員に限って、改正法に基づく理事選任機関や評議員や監事に係る選任手続きを経なくても、令和9（2027）年度の定時評議員会の終結の時までであれば、任期を継続できます。

<令和7年4月1日時点で在任する役員・評議員の交代のタイミング>



こちらの内容が基本となりますが、任期のタイミングが各役員・評議員で異なりうる場合に注意が必要です。
→詳細と対応案は次ページで解説します。

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(オ) 就任・退任のタイミング

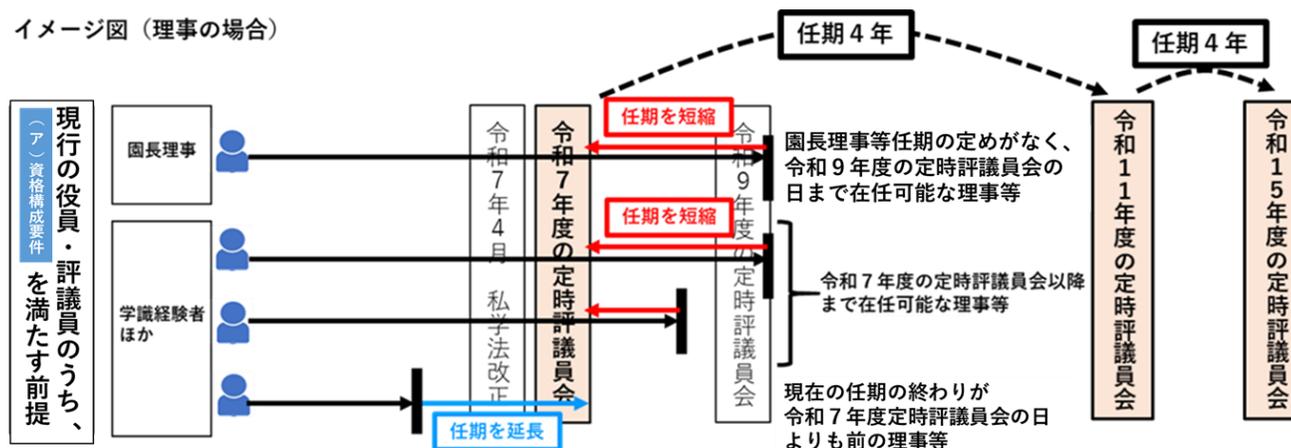
- 前ページ記載の原則の懸念点と対応案をまとめています。

- ① 前ページによると、役員・評議員ごと交代のタイミングが異なりうる。
(なお、令和7年4月1日に理事選任手続きをとることは実務上困難と思われる。)
- ② さらに (ウ) 任期 (在任期間) で決めた役員・評議員の任期の違いで交代のタイミングがずれる。

【全役員・評議員の交代のタイミングを統一するための対応案】

- ① **全役員・評議員の退任日を令和7(2025)年度の定時評議員会終結時まで短縮・伸長させる。**
- ② **全役員・評議員の任期(在任期間)を4年以内に統一する。**

イメージ図 (理事の場合)



- ① 上記の対応をとる場合は、**任期を短縮・伸長することを寄附行為附則に記載する必要があります。**
- ② 任期の短縮について、**理事等の意思に反して一方的に短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、必ず当人の理解を得て実施してください。**

Check

寄附行為作成支援シート (幼稚園法人版) では、左記載の

- ① **全役員・評議員の退任日を令和7(2025)年度の定時評議員会終結時まで短縮・伸長させる。**

ための附則の記載が標準となっています。

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

任意記載事項（希望する学校法人のみが該当する内容）

- 前ページまでの項目のほか、以下の内容は任意規定事項になります。

(1) 会計監査人を置く場合

- 会計監査人とは、学校法人の計算書類等の会計監査を行う機関で、公認会計士か監査法人でなければなりません。会計事務を会計士に依頼していても、会計監査人を必置となるわけではありません。
- 会計監査人については、**都知事所轄法人**（大臣所轄学校法人等に該当する法人を除く）は、**会計監査人の設置は任意**であり、設置した場合、現行認められている特例（計算書類の作成省略）がなくなります。

(2) 代表業務執行理事・業務執行理事を置く場合

- **理事長の補佐（代わり）**として学校法人を代表し業務を行う理事（**代表業務執行理事**）もしくは代表権を持たず業務を掌理する理事（**業務執行理事**）を置くことができます。ただその場合は**寄附行為に選任方法等を定める**必要があります。
- こちらも任意事項となります。理事長が欠けた場合には速やかに理事会を開催し理事長を選任することも可能です。

(3) 理事等や親族からの寄附に係る譲渡所得等の非課税制度（一般特例）を適用する場合

- **理事等や親族からの寄附に係る譲渡所得**（財産取得時の価額から寄附時の価額までの値上がり益に係る課税）**等への非課税制度（一般特例）**の適用を希望する場合は、**組織の運営体制や寄附行為記載の事項に所定の要件を加える**必要があります。

【要件の具体例（一部抜粋）】 ・ 理事の総数が5人→6人以上必要に
・ 特別利害関係だけでなく、税法上の親族その他特殊な関係についての規定が追加 等

- こちらについては、都知事所轄学校法人においては適用事例が非常に少ない制度です。

※詳細は令和6年5月10日付6生私行第480号「**学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為について（通知）**」を確認してください。

上記の(1)～(3)は、寄附行為作成支援シート（幼稚園法人版及び通常版）では対応していません。

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(4) 役員等（理事、監事及び評議員）が学校法人に与えた損害等に係る賠償への免除規定

- 役員等が学校法人に与えた損害賠償について、一定の場合に損害賠償責任を軽減（免除）することが可能です。

【原則】 役員等が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じたときには、当該役員等は学校法人に対し、その損害を賠償しなければならない。

【免除】 学校法人経営における萎縮を防ぐ観点から、一定の場合に、事前又は事後の方法により、損害賠償責任を軽減（免除）することが可能（下図参照）。

【役員等の過失の程度と学校法人に対する損害賠償責任の有無】

	無過失	無・重過失以外 (軽過失)	重過失
善意	賠償責任なし	賠償責任あり 【免除可能】	賠償責任あり (免除不可)
悪意	賠償責任あり (免除不可)		

こちらの内容は「善意かつ軽過失」のみに関する事項です。

【免除規定一覧】

最低責任限度額（法定）	
理事長	年間報酬×6
代表業務執行理事・ 業務執行理事・ 職員理事	年間報酬×4
その他理事・監事	年間報酬×2

私立学校法	注意事項	対象	寄附行為の規定
第91条	全部免除 役員等の責任を全部免除	理事、評議員、監事	不要 (評議員会の 全会一致決議)
第92条 第93条	一部免除 免除可能額を上限として免除 ・役員等は少なくとも最低責任限度額 まで賠償責任を負う。	理事、監事 (評議員は基本的に全 部免除を適用)	必要
第94条	責任限定契約 学校法人と対象となる役員等の間で、役員等が責任を負う範囲の限度（上限）を定める契約を締結 ・責任を負う範囲の上限額（責任限度額）は以下の①と②の高い方の金額 ①対象者の「最低責任限度額」 ②学校法人が定めた額 (寄附行為で規定する金額の範囲内)	非業務執行理事、監事	必要

法定事項のため寄附行為に記載の必要ありません。

寄附行為に記載することで規定できるのはこの2つです。

Check

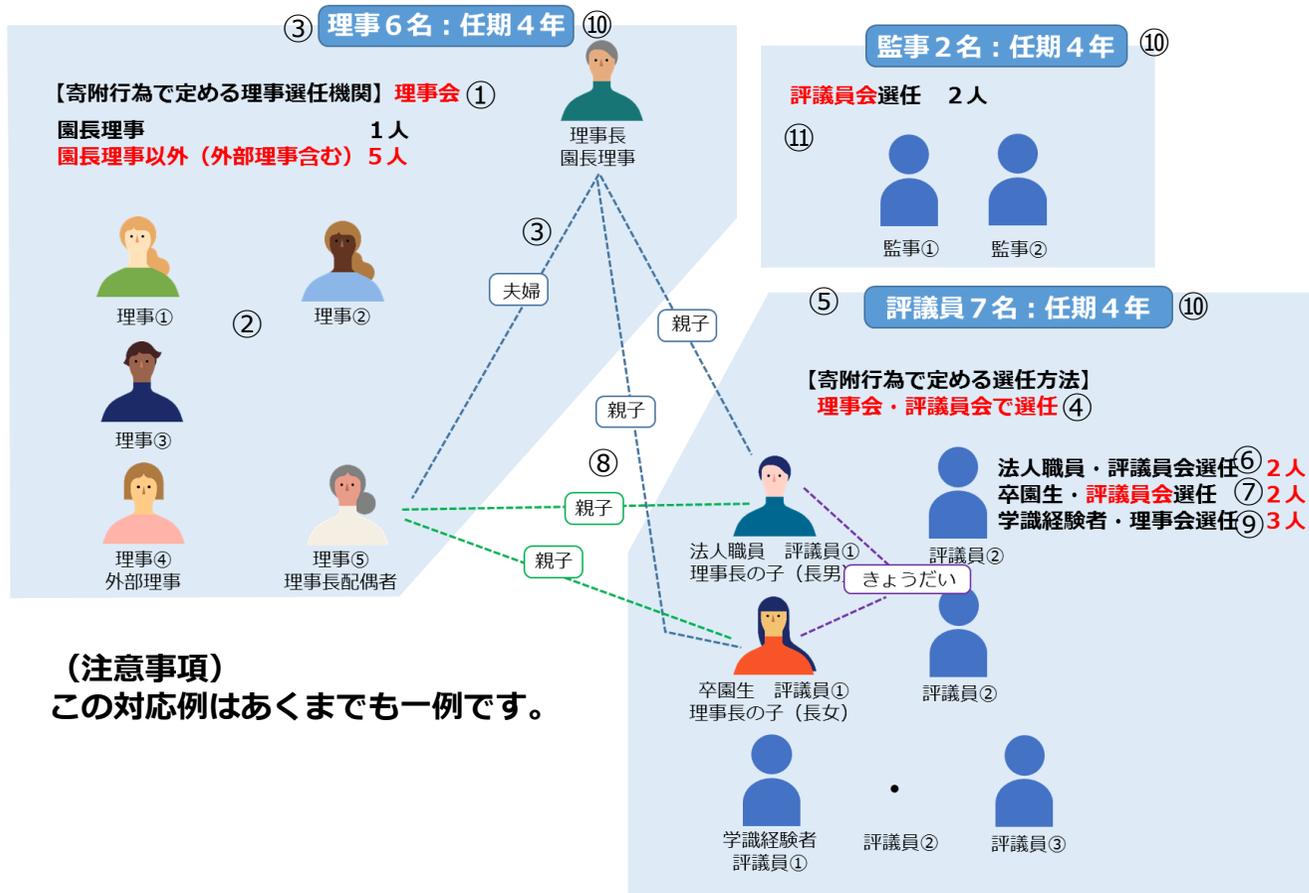
寄附行為作成支援シート
回答シート
設問9（責任の免除）
設問10（責任限定契約）
^

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

● 本資料 5 ページの具体的事例を改正法に対応した場合のイメージです。 (赤字が法定事項に対応した変更点)

※理事会を理事選任機関で、評議員を理事会・評議員会で選任とする場合

＜主な変更点＞



(注意事項)
この対応例はあくまでも一例です。

【理事】

- ① 理事選任機関を理事会に設定
⇒ 園長とそれ以外を選任
- ② 理事と評議員の兼職解消
⇒ 兼職者は理事に留任
- ③ 理事間で特別利害関係のある人×3以上
⇒ 理事長とその配偶者2人が該当するので、 $2 \times 3 = 6$ 人の総数に

【評議員】

- ④ 評議員会と理事会での選任に
⇒ 7人の総数に
特別利害関係のある人×3以上 (経過措置期間中)
⇒ 評議員2名 (理事長の子) が理事と特別利害関係のため
 $2 \times 3 \leq 7$ 人の総数に
※令和9年度定時評議員会終結時以降は×6以上

- ⑥ 法人職員が総数の3分の1以下の数に
- ⑦ 卒園生を評議員会での選任に
- ⑧ 理事は評議員2人とまでなら特別利害関係にあつてよい。(経過措置期間中)
⇒ 理事2人 (理事長とその配偶者) がそれぞれ評議員2人 (長男・長女) と特別利害関係
※令和9年度定時評議員会終結時以降は理事が特別利害関係にあつてよい評議員は1人まで

- ⑨ 理事会選任は総数の半分以下の数に
⇒ 学識経験者の評議員を3名に
- ⑩ 理事、評議員及び監事の任期を4年に変更
⇒ 役員との任期を揃えるための対応

【監事】

- ⑪ 評議員会での選任

4. 寄附行為の作成

寄附行為作成にあたっての資料

- 3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定 の内容を踏まえて決定した役員・評議員の体制をもとに、別資料「寄附行為作成支援ツール（幼稚園法人版）」を使って学校法人の寄附行為案が作成可能です。
- 具体的な操作方法は「寄附行為作成支援ツール操作マニュアル」を確認してください。

<寄附行為作成支援ツール（幼稚園法人版）の資料一覧>

資料名	概要
寄附行為作成支援ツール（幼稚園法人版）	都版寄附行為作成例に基づいた寄附行為案の作成を支援するツールです。こちらのツールで作成できる寄附行為案は、下記「寄附行為作成支援ツール（通常版）」を幼稚園法人向けにより内容を簡潔な内容にしています。
寄附行為案作成支援シート（幼稚園法人版）	 <p>「回答シート」及び「条文シート」の2つのシートで構成されています。回答シートの回答内容を、条文シートに記載の寄附行為案に自動で反映します。</p>
提出用マクロファイル	 <p>上記シートで作成した寄附行為案から、提出用に体裁を整えた寄附行為案（wordファイル）を生成します。横書き用と縦書き用の2種類の体裁に整えることが可能です。</p>
都版寄附行為作成例（幼稚園法人版）	通常の都版寄附行為作成例からより内容を簡潔にしたものになります。ツールで作成される寄附行為案はこちらの作成例の内容に準拠しています。
寄附行為案作成支援ツール（通常版）	都版寄附行為作成例に基づいた寄附行為案の作成を支援するツールです。

<寄附行為作成支援ツール操作マニュアル>

寄附行為作成支援ツール 操作マニュアル

幼稚園法人版

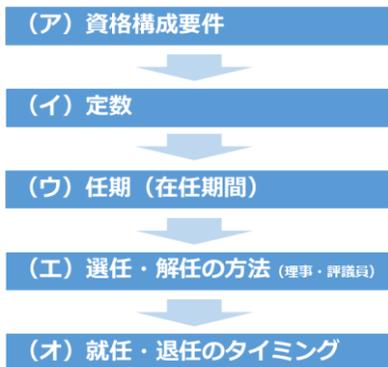
東京都生活文化スポーツ局
私学部私学行政課

4. 寄附行為の作成

本資料とツールを使用した寄附行為作成の流れ

- 本資料とツールを使用した寄附行為作成の流れは以下のとおりです。

① 本資料の（ア）～（オ）の項目を確認しながら、改正法後の役員・評議員の体制を決める。



② ツールを使用（シートへの回答・マクロによる提出用Wordファイルの作成）して、寄附行為を作成する。

寄附行為作成支援シート 回答シート

(色分けの内容)

該当する学校法人のみ回答してください

選択数に分かれる内容です。選択数ごと色分けしています。

項目	説明	人数	任期
6-1	※理事の事業を実施している場合は、回答例に倣い、適宜漢数字を追加の上で列挙してください。 今回寄附行為変更後の理事の人数と任期を記載してください。 ※理事の人数は改正法上5名以上、任期については4年以内で監事・評議員の年数を超えないことが条件です。	①人数	E
6-2	(役員及び評議員の設置) 今回寄附行為変更後の監事の人数と任期を記載してください。 ※監事の人数は改正法上2名以上、任期については6年以内が条件です。	①人数	E
6-3	今回寄附行為変更後の評議員の人数と任期を記載してください。 ※評議員の人数は改正法上「理事を超える数」以上、任期については6年以内が条件です。	①人数	E

学校法人都庁学園寄附行為。

第1章 総則。

(名称) 。

第1条 この法人は、学校法人都庁学園と する。

(事務所) 。

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目1番地8号に置く。

第2章 目的及び事業。

(目的) 。

③ 作成した寄附行為の内容をよく確認したうえで、他の必要書類とともに都に申請し、審査が完了次第認可となる。

3. 改正法施行後の役員・評議員体制の決定

(イ) 定数

- 続いて、改正法施行後の役員・評議員の定数を確認してください。

<定数>

役職	法定事項	注意事項
理事	5人以上	理事間で特別利害関係をもつ理事がいる場合その理事数×3倍以上の総数が必要
評議員	理事を超える数	以下に該当する人がいる場合その評議員数×6倍以上の総数(経過措置期間中であれば×3倍以上の総数)が必要 ①理事、監事 ②子法人の役員
監事	2人以上	

Check

寄附行為作成支援シート
回答シート
設問6(役員及び評議員の設置)へ

各項目の解説ページ右上の Check には、関連する寄附行為作成支援シートの設問番号が記載されています。

4. 寄附行為の作成

- さらに**寄附行為作成例（幼稚園法人版）**では、令和7年度当初の選解任の手間や短期間で理事会等を繰り返し開催することを回避する観点から以下の内容を標準としています。

① 改正法施行後の最初の役員・評議員の就任について

- 各役員・評議員の交代のタイミングを統退任日を**令和7（2025）年度の定時評議員会終結時まで短縮・伸長**する場合の附則に記載を統一しています。

寄附行為施行の際に在任している役員・評議員について

- ・ **令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する場合は任期を令和7年定時評議員会終結時まで伸長**
- ・ **令和7年度の定時評議員会の日以後に任期が満了する場合は任期を令和7年定時評議員会終結時まで短縮**

※令和7年度の定時評議員会で改正法に対応した役員などの資格構成を見直してください。

⇒役員・評議員の任期を4年以内に統一すれば、全役員・評議員の任期を揃えることが可能です。

※詳細は本資料11ページ **(オ) 就任・退任のタイミング** を参照。

② 理事会と評議員会の決議が異なる場合の対応について

- 幼稚園法人版では「理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合」に統一しています。
※通常版では「理事・評議員協議会を設置する」選択肢を設けています

5. 改正法施行後の手続

改正法施行後の理事会及び評議員会の運営に係る事項

- 理事会と評議員会の運営に係る事項について現行法と都版寄附行為作成例を比較すると以下のとおりです。

理事会	現行法	都版寄附行為作成例
招集権者	理事長	理事長
議長	理事長	理事長
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の過半数の出席による開催 ・ 出席した理事の過半数で議決 (可否同数のときは議長が決する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の過半数の出席による開催 ・ 出席した理事の過半数で議決
参加方法の特例	法令の定め無し	書面又は電磁的方法により議決に加わることができる
議事録の作成	法令の定め無し	議長、出席した理事のうち互選された2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印

評議員会	現行法	都版寄附行為作成例
招集権者	理事長	理事長
議長	議長を置く	議長を置き、評議員の互選により定める
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の過半数の出席による開催 ・ 出席した評議員の過半数で議決 (可否同数のときは議長が決する) (議長は議決に加わることができない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の過半数の出席による開催 ・ 出席した評議員の過半数で議決
参加方法の特例	法令の定め無し	書面又は電磁的方法により議決に加わることができる
議事録の作成	法令の定め無し	議長、出席した評議員のうち互選された2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印

5. 改正法施行後の手続

理事会・評議委員会の開催について

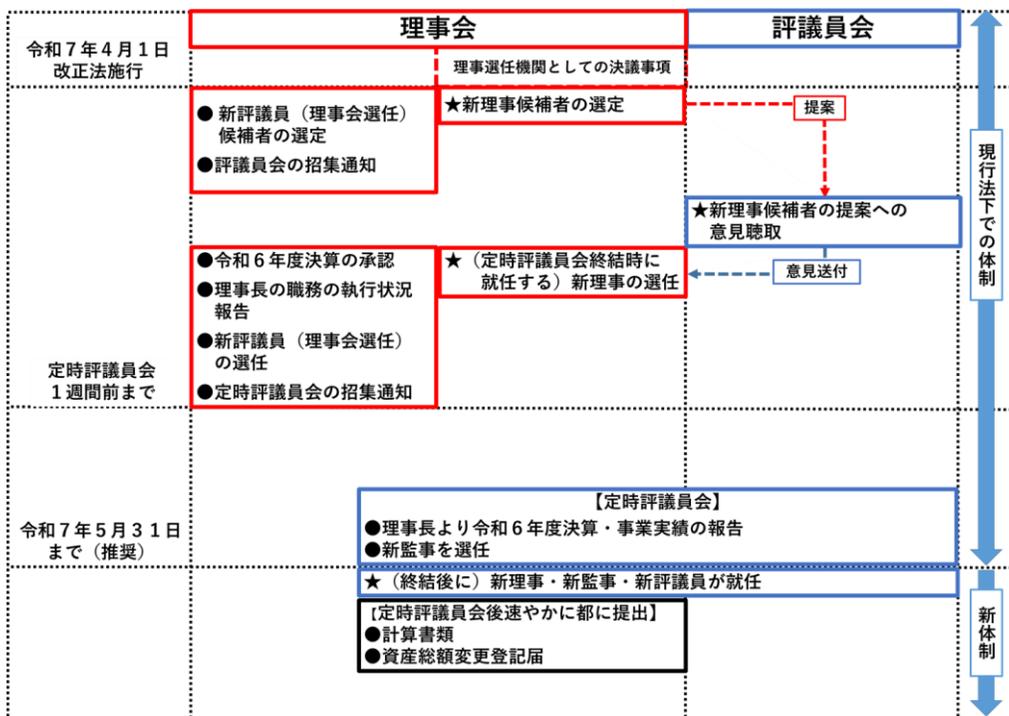
【理事会】：理事長は、毎会計年度年2回以上の事自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第39条第1項）。

【評議委員会】：定時評議委員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第69条第1項）。

- 通常、以下の理事会・評議委員会を開催します（下図イメージ参照）。
 - （年度末頃）：事業計画・予算審議（評議員の意見聴取→理事会決定）
 - （5～6月）：事業実績報告・決算審議（理事会承認→定時評議委員会での報告）

改正法施行～令和7（2025）年度の定時評議委員会開催までのスケジュール例

● **理事会を理事選任機関・評議員を理事会・評議委員会で選任**とする場合のスケジュール例です。



※理事及び評議員の選任・解任の方法は

本資料9ページ **（エ）選任・解任の方法（理事・評議員）** 参照

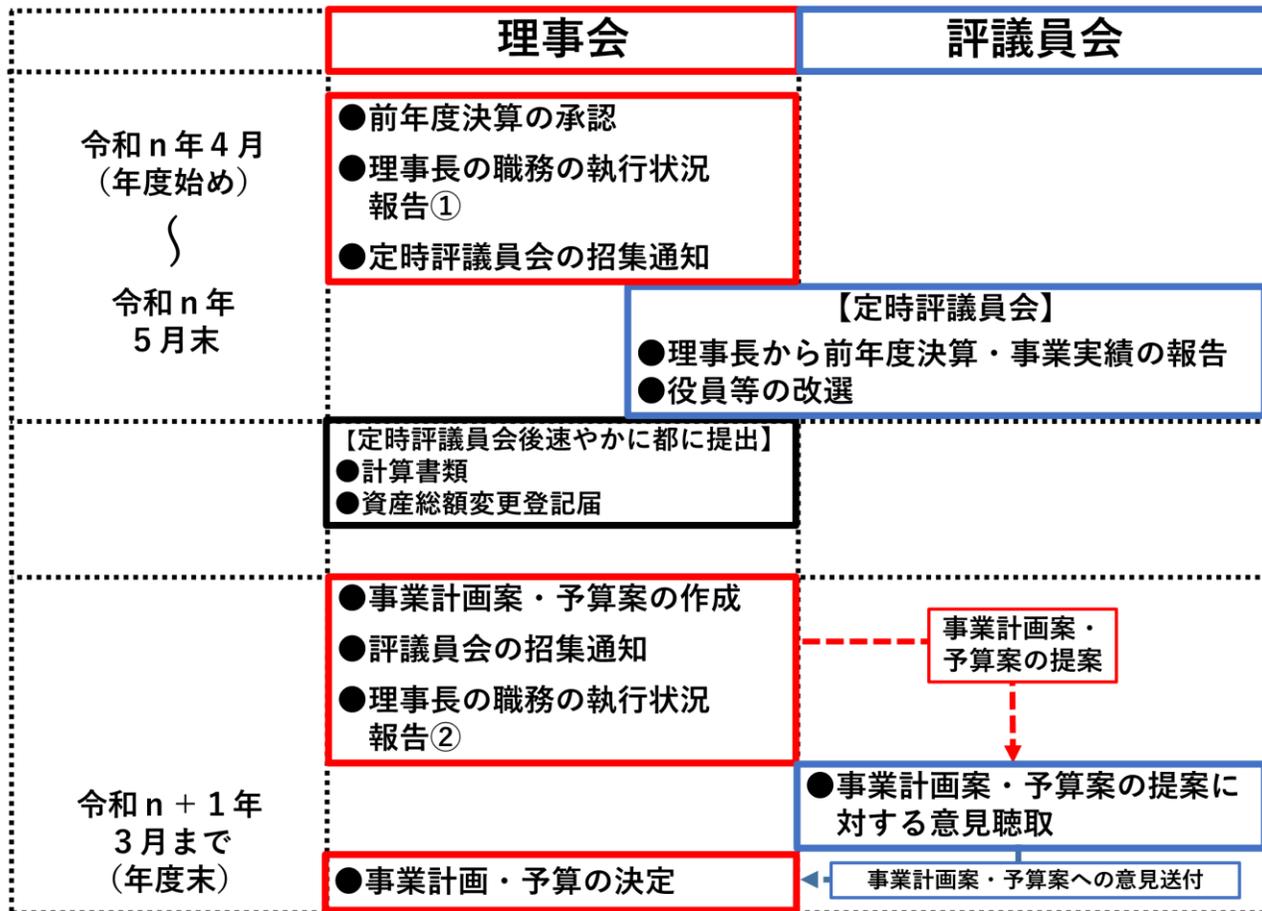
★に該当する内容が理事選任に関する内容

5. 改正法施行後の手続

改正法施行以降の理事会・評議員会 開催スケジュール

- 毎年度の理事会・評議員会の開催についてまとめています。

<定例的な理事会・評議員会開催イメージ>



- 左記のほか法定の理事会での決議事項と（理事に委任できない）評議員会の意見聴取が必要な事項は下記のとおりです。

法第36条 第3項	事項	評議員会 の 意見聴取
1号	重要な資産の処分及び譲受け	必要
2号	多額の借財	必要
3号	設置する私立学校の校長その他重要な役割を担う職員の選任及び解任	
4号	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	
5号	理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他文部科学省令で定める体制等の整備	
6号	予算及び事業計画の作成又は変更	必要
7号	役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更	必要
8号	収益を目的とする事業に関する重要事項	必要
9号	その他学校法人の業務に関する重要事項	